



2025年12月5日

各 位

会社名 株式会社 加藤製作所  
代表者 代表取締役社長 加藤公康  
(コード番号 6390)  
問合せ先 執行役員 総務人事統括部長 石丸 靖  
(TEL 03-3458-1111)

### 第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式の処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年12月22日
(2) 処分株式数	当社普通株式 420,000 株
(3) 処分価額	1株につき 1,271 円
(4) 処分総額	533,820,000 円
(5) 処分先	株式会社日本カストディ銀行（信託口）
(6) その他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届け出の効力発生を条件といたします。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年9月5日付の「従業員持株会支援信託E S O Pの導入に関するお知らせ」にて公表のとおり、当社従業員持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員に分配することを通じて、従業員の福利厚生制度の拡充を図るとともに、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、「従業員持株会支援信託E S O P」（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議いたしました。

本自己株式の処分数量につきましては、当社従業員持株会における直近の月例及び賞与買付額、奨励金及び配当再投資の実績額をもとに年間買付予定額の5年分（信託設定期間）を算出し、これを処分価額で除した株数(420,000 株)となります。これは2025年9月30日現在の発行済株式総 11,743,587 株に対し 3.58%、総議決権数 113,134 個に対し 3.71%（いずれも少数点以下第3位を四捨五入。）に相当する数量となります。

なお、本件に伴い処分した株式は、買付額に沿って毎月当社従業員持株会へ少しづつ譲渡されることから、株式が大量に株式市場に流出することは考えられず、当社としましては、株式の希薄化及び流通市場への影響は軽微であると判断しております。

また、本自己株式の処分は本制度導入のために設定される株式会社日本カストディ銀行（信託口）に対して行うものであります。

### 3. 信託契約の概要

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託（他益信託）
②信託の目的	当社従業員持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する従業員に対する福利厚生制度の拡充
③委託者	当社
④受託者	株式会社りそな銀行 株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
⑤受益者	当社従業員持株会加入員のうち受益者要件を満たす者
⑥信託契約日	2025年12月18日
⑦信託の期間	2025年12月18日～2030年12月17日（予定）
⑧議決権行使	受託者は、当社従業員持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
⑨取得株式の種類	当社普通株式
⑩取得株式の総額	533,820,000円
⑪株式の取得日	2025年12月22日
⑫株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得

### 4. 処分価額の算定根拠及びその具体的な内容

本自己株式の処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議日（以下、「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日である2025年12月4日の東京証券取引所における終値である1,271円といたしました。

本取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値を採用したのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的であると考えたためです。

なお、当該価額につきましては、前述のとおり本取締役会決議日の直前営業日の終値を採用していること及び本取締役会決議日の直前1ヵ月間（2025年11月5日から2025年12月4日）の終値の平均である1,298円（円未満切捨て）からの乖離率は約▲2.08%、同直前3ヵ月間（2025年9月5日から2025年12月4日）の終値の平均値である1,367円（円未満切捨て）からの乖離率は約▲7.04%、同直前6ヵ月間（2025年6月5日から2025年12月4日）の終値の平均値である1,351円（円未満切捨て）からの乖離率は約▲5.95%となっていることから、割当予定先にとって特に有利な価額に該当しないものと判断しております（乖離率はいずれも小数点第3位を四捨五入して表記しております。）。

また、上記処分価額につきましては、当社監査等委員会（4名にて構成、うち3名が社外取締役）は、割当予定先に特に有利な処分価額には該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断は適正である旨の意見を表明しております。

### 5. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以上